

ケアハウスわかば（地域密着型特定施設入居者生活介護事業所）運営規程

第1章 施設（事業）の目的及び運営方針

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人小坂ふくし会が設置運営する、軽費老人ホーム「ケアハウスわかば」（以下、「施設」という。）と、施設が行う地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（以下、「事業所」という。）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、老人福祉法、介護保険法等関係法令の定めるところによる。

（運営の方針）

第2条 施設（事業所）は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努める。

2 施設（事業所）は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携に努める。

（施設（事業所）の名称及び所在地）

第3条 事業を行う施設（事業所）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 ケアハウスわかば

所在地 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地26番

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 施設（事業所）に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）施設長（管理者） 1名

施設（事業所）の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

（2）生活相談員 1名

入居者又はその家族からの生活相談に適切に応じると共に適切な助言及び必要な支援を行う。

（3）看護職員 1名

入居者の健康状況の把握に努め、健康保持及びそれに伴う援助を行い、施設（事業所）の保健衛生業務を行う。

（4）介護職員 7名

入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

（5）機能訓練指導員 1名

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

（6）計画作成担当者 1名

入居者およびその家族からの相談に応じ、その環境や心身の状態等を踏まえて、適切な地域密着型特定施設入居者生活介護を提供できるよう地域密着型特定施設サービス計画の作成に関

する業務を行う。

第3章 入居定員及び居室数

(入居定員及び居室数)

第5条 施設（事業所）の入居定員及び居室数は次のとおりとする。

入居定員 22名（地域密着型特定施設入居者生活介護 22名）

居室数 2ユニット（10室および12室）

第4章 軽費老人ホームのサービス内容及び利用料その他の費用

(入居申込者に対する説明等)

第6条 施設は、サービス提供開始の際には、あらかじめ、入居申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結する。

(入居対象者)

第7条 施設の入居対象者は、次の各号のいずれかの要件を満たすことを要する。

(1) 身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安があると認められ、かつ家族による援助を受けることが困難な方。

(2) 60歳以上の方。ただし、その方の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により、共に入居させることが必要と認められる方についてはこの限りでない。

(入退居)

第8条 施設は、新たに入居する方に対しては、その心身の状況、生活状況、家庭状況等の把握に努める。

2 施設は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、施設において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対して、入居者本人及びその家族の希望を十分に勘案し、その入居者の状態に適合するサービスに関する情報を提供するとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう、必要な援助を行う。

3 施設は、入居者の退居に際しては、その方に適した介護保険サービス等が受けられるよう、福祉サービスまたは保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービス提供の方針)

第9条 施設は、入居者に、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスを提供するとともに、生きがいをもって生活するための機会を適切に提供する。

2 施設の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、入居者またはその家族に対してサービスの提供を行なう上で必要な事項について理解しやすいように説明する。

(食事)

第10条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する。

(入浴)

第11条 施設は、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入居者

の清潔の保持に努める。

(生活相談等)

第12条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、入居者またはその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行なう。

2 施設は、要介護認定の申請等入居者が日常生活を送るために必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者本人またはその家族が行なうことが困難である場合には、その意思を踏まえて速やかに必要な支援を行なう。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するように努める。

5 施設は、入居者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション等が実施できるように便宜を図る。

(居宅サービス等の利用)

第13条 施設は、入居者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な支援を行なう。

(健康の保持)

第14条 施設は、入居者に対して定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、その記録を保存する等、入居者の健康の保持に努める。

(利用料及びその他の費用)

第15条 施設は、入居者から、次に掲げる費用の支払いを受ける。

(1) サービスの提供に要する費用 … 都道府県知事が定める額とする。

(2) 生活費 … 食材料費及び共用部分に係る光熱水費とする。

(3) 居住に要する費用 … 前号の光熱水費及び次号の費用を除く。

(4) 居室に係る光熱水費

(5) 入居者が選定する特別なサービスの提供を行なった場合に必要となる費用

(6) 前各号に掲げるもののほか、施設において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となる費用で、入居者の負担が適当と認められる費用

2 施設は、前項各号に掲げる費用の徴収に当たっては、あらかじめ、入居者またはその家族に対して、その内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得る。

3 第1項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して都道府県知事が定めた額とする。

第5章 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所のサービス内容及び利用料その他の費用
(内容及び手続きの説明及び契約の締結)

第16条 事業所は、サービス提供の開始に際して、入居申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

(受給資格等の確認)

第17条 事業所は、入居を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

(地域密着型特定施設サービス計画の作成)

第18条 管理者は、介護支援専門員に、地域密着型特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当する計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 計画作成担当者は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成する。原案は、他の職員と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載する。

4 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の立案について入居者に説明し、同意を得る。

5 計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行い、地域密着型特定施設サービス計画の実施状況を把握する。

(サービス提供の方針)

第19条 事業所は、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、入居者の心身の機能の維持、回復を図り、もって入居者の生活機能の維持、又は向上を目指し、入居者の意欲を喚起しながら支援する。

2 サービスを提供するに当たっては、入居者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。

3 事業所は、サービスを提供するに当たって、その地域密着型特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行う。

4 事業所は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

5 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、地域密着型特定施設サービス計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図る。

(介護)

第20条 入居者に対する介護は、自立支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

2 事業所は、自ら入浴が困難な入居者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴又は清拭を行う。

3 事業所は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。

4 事業所は、入居者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。

(機能訓練)

第21条 事業所は、入居者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第22条 看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

(相談及び援助)

第23条 事業所は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

(一時介護居室の使用)

第24条 施設(事業所)は、入居者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき入居者の意思の確認を行い、同意を得る。

(利用料及びその他の費用)

第25条 地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、当該地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

4 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 入居者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

(2) おむつ代

(3) その他、地域密着型特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるもの

5 サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得る。

(利用料の変更等)

第26条 事業者は、介護保険法関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(契約の終了)

第27条 入居者は事業所に対して(1か月間の予告期間において)文書で通知することにより、契約を解約することができる。

2 一定の事由に該当した場合、施設(事業所)は入居者に対して、30日間の予告期間において、文書で通知することにより、契約を解約することができる。

3 入居者が要介護認定の更新で、非該当(自立)または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもって契約は終了する。

4 次の事由に該当した場合は、契約は自動的に終了する。

(1) 入居者が死亡したとき

第6章 入居にあたっての留意事項

(禁止行為)

第28条 入居者は、施設（事業所）で次の行為をしてはいけない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設（事業所）の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 施設内で火気を使用すること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(入居者に関する市町村への通知)

第29条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第7章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第30条 職員は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第31条 施設（事業所）は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに所轄行政庁及び入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 2 施設（事業所）は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。ただし、施設（事業所）及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。

(非常災害対策)

第32条 施設（事業所）は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 施設（事業所）は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

第8章 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第33条 施設（事業所）は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設（事業所）は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(身体的拘束等の禁止)

第34条 施設（事業所）は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

2 施設（事業所）は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

3 施設（事業所）は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（勤務体制等）

第35条 施設（事業所）は、入居者に対して適切なサービスを提供できるような体制を定める。

2 施設（事業所）は、職員の資質向上のための研修の機会を確保する。

（衛生管理等）

第36条 施設（事業所）は、入居者の使用する施設（事業所）、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 施設（事業所）は、施設（事業所）において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）施設（事業所）における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

（2）施設（事業所）における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）施設（事業所）において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（協力医療機関）

第37条 施設（事業所）は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定める。

（掲示）

第38条 施設（事業所）内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を提示する。

（秘密保持等）

第39条 施設（事業所）及び職員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 施設（事業所）は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

3 施設（事業所）は、指定権者、介護保険施設、協力医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

（地域との連携）

第40条 施設（事業所）の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

（運営推進会議）

第41条 施設（事業所）が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置

する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2か月に1回とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、入居者、入居者家族、地域住民の代表者、小坂町の職員とし、理事長が委嘱する。
- 4 会議の内容は、施設（事業所）のサービス内容の報告及び入居者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（苦情対応）

第42条 施設（事業所）は、入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

（虐待防止に関する事項）

第43条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定）

第44条 施設（事業所）は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 施設（事業所）は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設（事業所）は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他）

第45条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、理事会が定める。

（附則）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

（平成24年4月19日理事会議案第2号）

この規程は、平成27年12月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(平成27年12月17日理事会議案第8号)

この規程は、令和3年6月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(令和3年6月10日理事会議案第4号)

この規程は、令和6年6月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年6月10日理事会議案第1号)

この規程は、令和6年9月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年9月26日理事会議案第8号)

別紙 1

《根拠省令》

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年5月9日 厚生労働省令第107号）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

目次	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
第1章 施設（事業）の目的及び運営方針		
第1条 施設（事業）の目的	2条	109条
第2条 運営の方針		
第3条 施設（事業所）の名称及び所在地		
第2章 職員の職種、員数及び職務内容		
第4条 職員の職種、員数及び職務内容	11条	110条、111条
第3章 入居定員及び居室数		
第5条 入居定員及び居室数		
第4章 軽費老人ホームのサービス内容及び利用料その他の費用		
第6条 利用申込者に対する説明等	12条	
第7条 入居対象者	13条	
第8条 入退居	14条	
第9条 サービス提供の方針	17条	
第10条 食事	18条	
第11条 入浴	19条	
第12条 生活相談等	19条	
第13条 居宅サービス等の利用	20条	
第14条 健康の保持	21条	
第15条 利用料及びその他の費用	16条	
第5章 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所のサービス内容及び利用料その他の費用		
第16条 利用申込者に対する説明等		113条
第17条 受給資格等の確認		12条
第18条 地域密着型特定施設サービス計画の作成		119条
第19条 サービスの取り扱い方針		118条
第20条 地域密着型特定施設入居者生活介護の内容		120条
第21条 機能訓練		121条
第22条 相談及び援助		123条
第23条 健康管理		122条

第 24 条 一時介護居室の利用		113 条
第 25 条 利用料及びその他の費用		117 条
第 26 条 利用料の変更等		
第 27 条 契約の終了		
第 6 章 施設利用にあたっての留意事項		
第 28 条 禁止行為		
第 29 条 入居者に関する市町村への通知		27 条
第 7 章 緊急時、非常時の対応		
第 30 条 緊急時の対応		80 条
第 31 条 事故発生時の対応	33 条	38 条
第 32 条 非常災害対策	8 条	57 条
第 8 章 その他運営に関する重要事項		
第 33 条 記録の整備	9 条	126 条
第 34 条 身体的拘束等の廃止	17 条	118 条
第 35 条 勤務体制等	24 条	128 条
第 36 条 衛生管理	26 条	58 条
第 37 条 協力医療機関等	27 条	127 条
第 38 条 掲示	28 条	33 条
第 39 条 秘密保持等	29 条	34 条
第 40 条 地域との連携	32 条	85 条
第 41 条 運営推進会議		85 条
第 42 条 苦情対応	31 条	128 条
第 43 条 その他		

別紙 2

利用料（月額）

- ①サービスに要する費用 別表 1 による。
- ②介護保険利用料 別表 2 による。
- ③生活費 46,334 円（11 月～3 月は冬季費用として 8,250 円加算）
- ④居住に要する費用 36,000 円
- ⑤居室に係る光熱水費 7,000 円
- ⑥おむつ代 実費
- ⑦入居者が選定する特別なサービスの提供を行った場合に必要となる費用 実費
- ⑧施設において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となる費用で、入居者の負担が
適当と認められる費用 実費

別表 1

対象収入による階層区分		サービスに要する費用（事務費）
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000 円
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000 円
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000 円
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000 円
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000 円
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000 円
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000 円
12	2,500,001 円以上	52,000 円

（1）前年の収入（年金等）から、租税、社会保険料、医療費、特定施設入居者生活介護の入居者負担分等の必要経費を控除した後の収入

別表 2

利用料の目安（1 日あたり）

要介護度	サービス費	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	5,460 円	546 円	1,092 円	1,638 円
要介護 2	6,140 円	614 円	1,228 円	1,842 円
要介護 3	6,850 円	685 円	1,370 円	2,055 円
要介護 4	7,500 円	750 円	1,500 円	2,250 円
要介護 5	8,200 円	820 円	1,640 円	2,460 円

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 22 円／日

※上記の自己負担額に「介護職員等処遇改善加算」として 12.8 パーセント加算されます。